

矢部貞治著「政治學」(昭和二十二年)

竹原, 良文
九州大学法文学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1228>

出版情報 : 法政研究. 16 (1/2), pp.146-150, 1948-10-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



封建法が必ずしも私法的家産的原理に基き私法的機能のみしか果し得ないようなものではなく、同時に公法的、國家形成的機能をも果し得るものであつたことを指示するものである。スイリップ・オーギュストの政策が一貫して封建法に基いたものであつたこと、マグナ・カルタが、その封建法的性格にもかかはらず、よく爾後のイギリス國家の發展と健全な軌道の上に進行せしめ得たことを想起せられたい。封建法はその本質上同時に右の二つの機能を果す可能性を有してゐる。その一つ、公法的機能はイギリス及びフランス封建法において、他の一つ、私法的機能はドイツ帝國封建法においてその典型的表現を見出したのである。』

(二三、六、二七)

矢部貞治著「政治學」(昭和二十二年)

竹原良文

「政治本質」論は最も抽象的、形而上的、思辨的論理の問題であつて、實踐科學としての政治學にとつて實質的意味をもたないように見える。

それにも係らず、現實の批判が哲學の批判に、政治の批判が觀念の批判におきかえられねばならなかつた過去のわが國の政治的現實の反映は、この問題をわが政治學界の論争の中心とした。また「政治本質」論は政治學全體系の集中的表現であり、現實的・具體的政治現象に對する實證的分析的研究の歸納的結論に他ならないのであり、かような抽象的規定は、こんどは反對にあらゆる政治現象の科學的研究に對する方法論的基礎として、政治理論のすべての領域における各種の概念規定と本質把握の上に再び反射される。こゝに政治本質に關する概念規定が政治學におけるアルファたり、オメガたる所以がある。

矢部貞治著「政治學」(昭和二十二年)は乏しい日本政治學界に新しい貴重な文献を加えた。それは講義のテキストとして著された小著にすぎないが、極めて豊かな氏の學究生活と教養の貴い成果であることがうかがわれる。しかし政治學における理論の貧困が語られ、その實踐的破綻と指導力の喪失が叫ばれる今日、氏の理論から何を私どもは期待したらよいのであらうか。

氏の所論の順序に従つて、そしてまたさきに述べた理由にもとづいて、まづ政治の本質に關する規定を検討しよう。

う。

氏の科學方法論は經驗科學ではなしに、「人間の精神、意見、感情、習慣、性格、欲望など、複雑で且雜多な要素を含んで成り立っている」文化法則（九頁）を研究の對象とする文化科學である。政治學の領域では、それは理想や當爲を研究する政治哲學、現實や存在を研究する法則學、すなはち政治科學と、その兩者の中間的領域としての政治政策學に分たれる。政治學が、經驗的社會科學としてではなしに、方法的二元論の立場から研究せられているところに、既に、政治理論の體系をつらぬく折衷論・混合主義の基礎が見出される。その理論の中核は、唯心でもなく、唯物でもない、實踐的政治的人間の知行合一、主客一如の世界であり、東洋哲理の「道」である（一七頁）。

かような方法論上の立場は政治本質論の上にも反映せられる。「政治とは、最も廣い意味では、國家の統治活動全體を言ふが、やゝ正確に言へば、國家意志の決定と行使に直接に關聯する諸行動だと定義することができる」（一頁）と氏は述べている。しかし國家意思の決定と行使に直接に關連する行動は必らずしも國家の統治活動全體のみではなく、個人乃至政黨、その他の政治結社の活動の中にもまた、

かような直接に關連した行動が含まれているであらう。また國家の統治活動のうちには、氏自身指摘せられるように、行政的活動は勿論、その他にも鐵道經營や專賣事業のような營利活動もまた含まれている。従つて政治の本質を規定するためには、さらに別個の概念規定が要求せられてくる。

かような政治の概念は、公權力を背景として、國家内の對立分化している意思・利益・勢力などを、一定の共同目的を實現するために、一體的に統合し、組織化し、或は協同せしめること（二一三頁）に求められる。しかも政治のかような統合・組織化の機能は、決して實體的内容を有するものではなく、媒介作用にすぎない。媒介作用とは、かような統制行為自體が政治の自己目的であると言う意味でなしに、主體的意志または目的、すなはちバトスと事物の固有法則たるロゴスとをわきまえることによつて、經濟・文化を國家目的に適合せしめ、協同せしめることであつて、國家秩序の維持もまた媒介作用によるものである。

統合・媒介の手段・態様は、マックス・ヴェーバーの「傳統的」、「天稟的」、「合理的」權威、或はスメンズの「實體的」、「人格的」、「機能的」統合の諸類型が存在している。そして

これら諸要素の生きた綜合から、現實の政治力が誕生してくる(五一―六頁)。

しかし政治の本質が、對立・分化の統合・媒介の社會的機能であるとの理論は、政治を國家固有のものと考えずして、それをあらゆる人間集團に認める所謂機能主義乃至多元的國家論を意味するものではない。これらの謬論は、最高一般的統制權力を有する地域團體としての全體的共同社會と他の部分社會との差異を無視するものである(八頁)と論ぜられる。

次にかような理論を簡単に検討してみよう。もし政治の本質が、對立・分化を統合して、一定の目的に協同せしめる媒介作用にあるならば、人は何故にかような活動を國家以外の團體にも認めてはならないのだらうか。かような機能の發する源である、實體としての「人間社會の、價值及び權威の順列を無視」しないと云うことと、政治の本質規定との間にいかなる論理的關連性が認められるのであらうか。氏が正當に指摘されるように、「國家は、最高一般的統制權力を有する人間の地域團體」であることによつて、他のいかなる部分社會とも異なる特質を有するものであるならば、むしろかような「最高一般的統制權力」をもつ團體

である點にこそ、他の任意の團體ではなくして、特に國家の中でのみ政治現象が見出される理由が存在するのではないであらうか。果せるかな氏自身もまた、「これらの部分社會にも、政治に類似した社會的機能を見出すことはできるとしても、固有の政治は、たゞ國家に固有なものとして理解されるべきで」(八頁)あると述べられているが、固有の政治と政治類似の行爲との本質的差異の中にこそ、政治の本質は見出されるべきであらう。

さらにさかのぼつて、對立・分化が國家内に存在しているからこそ、統合・組織化が必要となり、對立と矛盾のないところには政治が存在しないと云う理論は正しい。しかしかような對立を統合する媒介的手段として、すなはち政治力の要素として、既に述べたように、國體・傳統・民族性等による「實體的統合」又は「傳統的權威」、民族的英雄、優れた經世家、指導者による「人格的統合」又は「天稟的權威」、一般に公正であり、能率ある法律・制度による「機能的統合」乃至「合理的權威」が擧げられている。しかし國體・民族性・國民的象徴は、統一の要素と言うよりは、むしろ政治統制の結果の反映であり、英雄や偉大な政治家も社會的勢力を背景とする場合にのみその本來の機能を發揮することが

でき、法律・制度は政治の権力強制的活動によつてのみ、妥當しうると言はねばならない。すなはち諸勢力の意志・利益の矛盾對立を統一する媒介的手段以前に、かような諸要素を政治統制の媒介手段たらしめうる實力的基礎が、その前提に存在していなければならぬ。

こゝに氏の概念規定における、「公權力を背景として」と言う要因は、かような實力的基礎とみなされねばならないのであらうか。しかるに、かような公權力は、政治の本質とは無關係な要素であると考へられている。蓋し、政治は「公權力を背景」とするけれども、公權力とは何ら直接的關係をもたないし、後者はかくて、政治外の領域に屬する現象である。もしさうでないとするれば、矢部氏は、政治の本質に屬する「公權力」の概念によつて、政治の本質を説明しようとする *Circulus vitiosus* におち入るであらうからである。

第三章「國家」の項においては、氏は國家を定義しつゝ、公權力について次のように述べていられる。「政治學上の定義としては、國家は、最高にして一般的統制組織を有する人間の地域團體である。このやうな統制組織は主として法と権力に表現される。法は社會規範の體系として多少と

も固定性と劃一性を伴ひ、権力はむしろ政治目的に従つて弾力性と即應性とを伴ふが、この兩者によつて統制秩序が確立されるのである(二九頁)。公權力は統制組織の一面を表現するものであり、主權の屬性、國家の特殊性である。

國家の公權力、警察・監獄・軍隊は、かくして公正な、第三者的、媒介的性格のものであり、實質的内容を伴はないものである。それは氏の所謂行政の中立性・固有法則性の理論に照應するものであらう。すなはち公權力は國家主權の屬性であり、政治もまた國家の機能でしかない。かくて循環論理はさけられた。しかし解決はまさに抽象的・超越的論理の世界においてのみ達成せられたにすぎない。現實の世界の何處に、社會的・歴史的必然から獨立した権力が存在しえたであらうか。警察や軍隊は、それを動かさうる社會的勢力の實力的支配にもとづいて始めて、その組織と機能とを確立しうるにすぎない。舊支配勢力の崩壊は、公權力の組織・機能の解體を意味した。公權力自體を創造し、維持し、變革するための、個人や團體の實踐活動は、勿論國家の機能ではありえないにも係らず、政治現象以外の何ものでもない。

現實の社會生活上の矛盾・對立から必然的に生み出され、

かような對立關係自體から、統一的・支配的權力の源泉をくみとる、階級的・實力的基礎の上に、國家自體が創造せられ、そしてかまうな國家權力を中心とする、社會勢力の對立抗争とその統一・組織化の中にこそ政治の最も本質的要素が見出されねばならない。

また政治が、共同目的の實現をするために機能すると言ふことは、政治を調和・協調・連帶の技術的機能たらしめるものである。現代國家の課題の解決は「道義と科學に基いた連帶と協同を以てするほかはない」（一〇〇頁）と言はれ、共同生活の連帶と調和を優先的に考へ、「國家權力への參與」を重視する、氏の所謂「協同的民主政」が主張せられる理論的基礎と（二四八頁）、政治の本質に關する「共同目的」の要因とは、論理上不可分離的構成の上に立つてゐる。しかし共同目的が成立しえないが故に、權力強制的政治統制が必然とせられ、そこに國家・政治の特質が認められねばならないのではないだらうか。

政治本質論は政治學全體系の基礎であり、且つ頂點である。氏の所論について私がいま指摘した問題は、氏の政治理論のすべての分野にも現れている。こゝでは限られた紙數のために、豊かな學識と理論の下に構成されたそれらの

諸問題を論ずる餘裕をもたないのを遺憾とするものであるが、最初に述べた論旨にもとづき、政治本質の問題に對象を限定してしまつた。新刊書の紹介としては適切ではないと考へたけれども、敢えて論點を集中したことを詫びねばならない。淺學・非才をも省りみず、敢て批評じみた紹介を試みたのであるが、私が氏の理論を充分に理解しえず、また故意に歪曲してはいないかと言ふことを特に懼れ、不明の點を御叱正賜らんことを希う次第である。

（一九四八年六月二四日）